

養護老人ホームの現状

- 養護老人ホームは、65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設。
- 全国で約950施設、入所者約6万4千人。
- 全室個室が約15%、2人部屋までの施設を含めると約70%。
- 入所者の約23%が費用徴収0円（対象収入年額27万円以下）。
- 入所者の約2割が要介護認定を申請し、申請者の約93%が認定を受けている。

(表1) 施設数等の年次推移

| 区分 | | 2年度 | 7年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 施設数 | | 950 | 947 | 949 | 951 | 954 |
| | 養護 | 904 | 900 | 902 | 903 | 906 |
| | 盲養護 | 46 | 47 | 47 | 48 | 48 |
| 定員 | | 67,938 | 67,219 | 66,495 | 66,612 | 66,686 |
| | 養護 | 65,217 | 64,455 | 63,752 | 63,818 | 63,872 |
| | 盲養護 | 2,721 | 2,764 | 2,743 | 2,794 | 2,814 |
| 入所者数 | | 65,036 | 64,263 | 64,026 | 63,681 | 63,780 |
| | 養護 | 62,362 | 61,511 | 61,299 | 60,902 | 60,976 |
| | 盲養護 | 2,674 | 2,752 | 2,727 | 2,779 | 2,804 |

資料：社会福祉施設等調査（各年10月1日現在）

(表2) 経営主体別施設数等

| 区分 | 公営 | | | 私営 | | | 合計 | | |
|-----|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|
| | 施設数 | 定員 | 入所者数 | 施設数 | 定員 | 入所者数 | 施設数 | 定員 | 入所者数 |
| | 453 | 31,633 | 29,308 | 501 | 35,053 | 34,472 | 954 | 66,686 | 63,780 |
| 養護 | 453 | 31,633 | 29,308 | 453 | 32,239 | 31,668 | 906 | 63,872 | 60,976 |
| 盲養護 | 0 | 0 | 0 | 48 | 2,814 | 2,804 | 48 | 2,814 | 2,804 |

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表3) 居室の状況

| 区 分 | 合 計 | | 全室個室 | | 全室2人 | | 1又は2人 | | そ の 他 | |
|------|-----|-------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|
| | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 | 施設数 | 構成比 |
| 公設公営 | 399 | 100.0 | 41 | 10.3 | 130 | 32.6 | 97 | 24.3 | 131 | 32.8 |
| 公設民営 | 118 | 100.0 | 24 | 20.3 | 34 | 28.8 | 34 | 28.8 | 26 | 22.1 |
| 民設民営 | 292 | 100.0 | 59 | 20.2 | 64 | 21.9 | 88 | 30.1 | 81 | 27.8 |
| 合 計 | 809 | 100.0 | 124 | 15.3 | 228 | 28.2 | 219 | 27.1 | 238 | 29.4 |

資料：全国老人福祉施設協議会調（平成12年4月1日現在）

(表4) 費用徴収階層区分別人数（入所者本人分）

| 対象収入年額 | 徴 収 月 額 | 人 数 | 構 成 比 | 累 積 |
|----------|------------------------------|--------|-------|-------|
| 0 ~ 27万円 | 0円 | 14,582 | 22.9 | 22.9 |
| ~ 30万円 | 1,000 ~ 1,800円 | 2,176 | 3.4 | 26.3 |
| ~ 40万円 | 3,400 ~ 9,100円 | 10,196 | 16.0 | 42.3 |
| ~ 50万円 | 10,800 ~ 17,500円 | 6,008 | 9.4 | 51.7 |
| ~ 60万円 | 19,100 ~ 25,800円 | 3,586 | 5.6 | 57.3 |
| ~ 80万円 | 27,500 ~ 39,800円 | 6,983 | 11.0 | 68.3 |
| ~ 100万円 | 41,800 ~ 49,800円 | 9,340 | 14.6 | 82.9 |
| ~ 120万円 | 51,800 ~ 62,400円 | 3,732 | 5.9 | 88.8 |
| ~ 150万円 | 65,100 ~ 81,100円 | 3,524 | 5.5 | 94.3 |
| 150万円超 | 150万円超過額×0.9÷12月 +81,100円 | 3,624 | 5.7 | 100.0 |
| 合 計 | | 63,751 | 100.0 | — |

(注) 1 暫定措置として、月額14万円を上限。

2 要介護認定を受け、特養へ入所申し込みを行った者は、特例として、月額49,460円を上限。

資料：社会福祉行政業務報告（平成15年4月1日現在）

(表5) 要介護認定の状況

(単位：%)

| 区 分 | 総 数 | 要介護認定を申請した | | | | | | | | | | 未申請 | 不 詳 |
|-----|-------|------------|-------|-----|------|------|------|------|------|-----|-----|------|-----|
| | | 計 | 自 立 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 申請中 | | | |
| 総 数 | 100.0 | 21.2 | 100.0 | 2.1 | 11.3 | 37.3 | 23.8 | 12.4 | 5.5 | 2.1 | 5.4 | 78.4 | 0.4 |
| 男 | 100.0 | 16.8 | 100.0 | 2.5 | 12.7 | 33.5 | 28.1 | 12.6 | 3.9 | 0.9 | 5.8 | 82.8 | 0.4 |
| 女 | 100.0 | 23.2 | 100.0 | 1.9 | 10.9 | 38.5 | 22.4 | 12.4 | 6.0 | 2.5 | 5.3 | 76.4 | 0.4 |

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表6) 日常生活活動 (ADL) の状況

(単位: %)

| 区 分 | 総 数 | 男 | 女 | |
|-----|-------|-------|-------|------|
| 総 数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 歩 行 | 自 立 | 83.3 | 88.2 | 81.1 |
| | 要介助 | 16.4 | 11.6 | 18.6 |
| | 一部介助 | 12.7 | 9.5 | 14.1 |
| | 全部介助 | 3.7 | 2.1 | 4.5 |
| 食 事 | 自 立 | 89.8 | 91.4 | 89.0 |
| | 要介助 | 10.1 | 8.3 | 10.8 |
| | 一部介助 | 9.2 | 8.0 | 9.7 |
| | 全部介助 | 0.9 | 0.3 | 1.1 |
| 排 泄 | 自 立 | 85.1 | 87.7 | 84.0 |
| | 要介助 | 14.6 | 12.0 | 15.8 |
| | 一部介助 | 10.8 | 9.3 | 11.5 |
| | 全部介助 | 3.8 | 2.7 | 4.3 |
| 入 浴 | 自 立 | 63.6 | 70.3 | 60.6 |
| | 要介助 | 36.2 | 29.5 | 39.2 |
| | 一部介助 | 30.2 | 25.4 | 32.3 |
| | 全部介助 | 6.0 | 4.1 | 6.9 |

| 区 分 | 総 数 | 男 | 女 | |
|------------|----------|------|------|------|
| 着 替 | 自 立 | 82.1 | 83.6 | 81.5 |
| | 要介助 | 17.7 | 16.2 | 18.4 |
| | 一部介助 | 13.7 | 13.6 | 13.8 |
| | 全部介助 | 4.0 | 2.6 | 4.6 |
| 身だし なみ | 自 立 | 81.0 | 79.7 | 81.5 |
| | 要介助 | 18.9 | 20.1 | 18.3 |
| | 一部介助 | 15.3 | 17.4 | 14.4 |
| | 全部介助 | 3.5 | 2.7 | 3.9 |
| 意 志 疎 通 | 完全に通じる | 66.3 | 66.7 | 66.1 |
| | ある程度通じる | 30.9 | 31.0 | 30.9 |
| | ほとんど通じない | 2.3 | 1.9 | 2.5 |

資料: 社会福祉施設等調査 (平成14年10月1日現在)

(表7) 日常生活自立度 (寝たきり度) の状況

(単位: %)

| 区 分 | 総 数 | ランクJ | ランクA | ランクB | ランクC | 不 詳 |
|-----|-------|------|------|------|------|-----|
| 総 数 | 100.0 | 58.3 | 33.0 | 4.4 | 1.4 | 2.9 |
| 男 | 100.0 | 64.7 | 28.6 | 3.4 | 0.7 | 2.6 |
| 女 | 100.0 | 55.4 | 35.0 | 4.9 | 1.7 | 3.0 |

「障害老人の日常生活自立度 (寝たきり度) 判定基準」(平成3年11月18日厚生省)

ランクJ: 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。

ランクA: 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしに外出しない。

ランクB: 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。

ランクC: 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する。

※ 寝たきり者とは、ランクBとランクCをあわせた者をいう。

資料: 社会福祉施設等調査 (平成14年10月1日現在)

(表8) 痴呆の状況

| 区分 | 痴呆性老人自立度 | |
|----|----------|---------|
| | Ⅱ以上 | Ⅲ以上(再掲) |
| 総数 | 25.6% | 10.1% |
| 男 | 20.5% | 7.5% |
| 女 | 27.8% | 11.2% |

「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」(平成5年10月26日厚生省)

ランクⅠ：何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

ランクⅡ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

ランクⅢ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

ランクⅣ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

ランクⅤ：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

資料：社会福祉施設等調査(平成14年10月1日現在)

軽費老人ホームの現状

- 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。(注1)
- 全国で約1700施設、入所者約6万7千人。その大半がケアハウス。
- 92施設が特定施設入所者生活介護(注2)の指定を受けている。
- 入所者の約5割が要介護認定を申請し、申請者の86%が認定を受けているが要支援が1/4を占めている。
- 入所者の約4割が在宅サービスを利用している。

注1: 軽費老人ホームには、以下の3つの類型がある。

(A型) 収入が一定程度以下で身寄りのない者又は家庭の事情等によって家族との同居が困難な者を対象。

(B型) 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を対象(自炊が原則)。

(ケアハウス) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で家族による援助を受けることが困難な者を対象。

注2: 特別養護老人ホームと同程度の介護職員等を配置した有料老人ホームやケアハウスが、要介護等の入居者に対して介護サービスを提供した場合には、「特定施設入所者生活介護」とし介護保険の対象としている。

(表1) 施設数等の年次推移

| 区分 | 2年度 | 7年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 施設数 | | 295 | 551 | 1,444 | 1,580 | 1,714 |
| | A型 | 254 | 252 | 246 | 245 | 241 |
| | B型 | 38 | 38 | 38 | 38 | 36 |
| | ケアハウス | 3 | 261 | 1,160 | 1,297 | 1,437 |
| 定員 | | 17,331 | 27,666 | 61,732 | 67,154 | 72,364 |
| | A型 | 15,371 | 15,152 | 14,642 | 14,532 | 14,293 |
| | B型 | 1,810 | 1,808 | 1,818 | 1,818 | 1,688 |
| | ケアハウス | 150 | 10,706 | 45,272 | 50,804 | 56,383 |
| 入所者数 | | 16,419 | 24,465 | 56,068 | 61,451 | 66,659 |
| | A型 | 14,763 | 14,361 | 13,698 | 13,561 | 13,445 |
| | B型 | 1,543 | 1,488 | 1,380 | 1,378 | 1,295 |
| | ケアハウス | 113 | 8,616 | 40,990 | 46,512 | 51,919 |

資料: 社会福祉施設等調査(各年10月1日現在)

(表2) 経営主体別施設数等

| 区 分 | 公 営 | | | 私 営 | | | 合 計 | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | 施設数 | 定員 | 入所者数 | 施設数 | 定員 | 入所者数 | 施設数 | 定員 | 入所者数 |
| | 47 | 2,279 | 1,801 | 1,667 | 70,085 | 64,858 | 1,714 | 72,364 | 66,659 |
| A 型 | 17 | 1,280 | 1,001 | 224 | 13,013 | 12,444 | 241 | 14,293 | 13,445 |
| B 型 | 8 | 344 | 190 | 28 | 1,344 | 1,105 | 36 | 1,688 | 1,295 |
| ケアハウス | 22 | 655 | 610 | 1,415 | 55,728 | 51,309 | 1,437 | 56,383 | 51,919 |

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表3) 要介護認定の状況

(単位：%)

| 区 分 | 総 数 | 要介護認定を申請した | | | | | | | | | | 未申請 | 不 詳 |
|-----|-------|------------|-------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|-----|
| | | 計 | 自 立 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 申請中 | | | |
| 総 数 | 100.0 | 51.7 | 100.0 | 11.0 | 25.0 | 45.9 | 11.3 | 2.7 | 0.9 | 0.5 | 2.6 | 40.8 | 7.4 |
| 男 | 100.0 | 48.4 | 100.0 | 10.8 | 25.5 | 40.0 | 14.6 | 3.3 | 1.6 | 0.9 | 3.4 | 45.4 | 6.2 |
| 女 | 100.0 | 53.6 | 100.0 | 10.3 | 24.5 | 48.1 | 10.8 | 2.7 | 0.7 | 0.5 | 2.4 | 39.3 | 7.1 |

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表4) 在宅サービスの利用状況（平成14年9月中）（単位：%）

| 区 分 | 総 数 | 男 | 女 |
|------------|-------|-------|-------|
| 総 数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 利用あり（複数回答） | 38.0 | 35.2 | 39.6 |
| 訪問介護 | 29.2 | 29.1 | 33.0 |
| 訪問看護 | 3.2 | 3.3 | 3.5 |
| 日帰り介護 | 13.9 | 12.5 | 16.1 |
| 短期入所生活介護 | 0.5 | 1.1 | 0.4 |
| その他 | 3.8 | 4.7 | 4.1 |
| 利用なし | 49.6 | 53.3 | 48.7 |
| 不 詳 | 12.4 | 11.5 | 11.7 |

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像に関する研究会

設置の趣旨

平成17年に予定している介護保険制度の見直しに向けて、これと密接な関係を有する養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像について検討するため、研究会を設置。

研究会の位置づけ：厚生労働省老健局長の私的研究会

研究会委員：別紙名簿のとおり

主な検討事項

- ・ 養護老人ホーム及び盲養護老人ホームが、それぞれこれから担っていくべき役割について
- ・ 軽費老人ホームが、これから担っていくべき役割について
- ・ これらの介護保険制度の中での位置づけについて
- ・ これらの将来像について

開催状況

- 第1回：平成16年2月9日
- 第2回：平成16年2月17日
- 第3回：平成16年3月25日
- 第4回：平成16年4月28日
- 第5回：平成16年5月（予定）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像に関する研究会
委 員 名 簿

- 赤羽 卓朗 岩手県保健福祉部保健福祉企画室長
- 一乗 玲子 全国老人福祉施設協議会
施設推進委員会軽費老人ホーム分科会長
- 今田 寛睦 社会保険診療報酬支払基金常任顧問
- 北場 勉 日本社会事業大学社会福祉学部教授
- 栃本 一三郎 上智大学文学部教授
- 西井 秀爾郎 全国老人福祉施設協議会
施設推進委員会養護老人ホーム分科会長
- 福永 卓 山口市経済部観光課課長補佐
(前山口市健康福祉部高齢障害課主幹)
- 本間 昭雄 全国盲老人福祉施設連絡協議会会長
- 皆川 鞆一 静岡英和学院大学人間社会学部教授
- 森田 文明 神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
- 山中 拓治 全国軽費老人ホーム協議会会長

計 11 名 (五十音順、敬称略)

サービス評価（情報開示の標準化）について

「これまでの議論の整理（案）」（第11回部会資料）

（サービス評価・権利擁護）

- 介護保険の基本理念である利用者本位を生かしつつ、質の高いサービスを育成していくためには、利用者の選択に資するサービスの標準化と情報開示を進めていく必要があるのではないか。
- 上記のような視点に立って、現在、痴呆性高齢者グループホームに導入されている外部評価について、情報開示の観点から他の介護保険サービスについても導入していくべきではないか。また、利用者とサービス提供者の橋渡しとなっている介護相談員について、機能の充実・強化が必要ではないか。

利用者による介護サービス（事業者）の適切な 選択に資する情報開示の標準化について 《中間報告書のポイント》

I はじめに

- 「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み。

II 「情報開示の標準化」の趣旨・目的

- 「情報開示の標準化」は、利用者による介護サービス事業所の選択に資することを目的として、全ての事業所を対象に、事業所が現に行っている事柄（事実）を前提として、第三者が客観的事実に基づき確認し、その結果の全てを定期的に開示する仕組み。
- 「情報開示の標準化」のプロセスを通じて、事業所自身によるサービスの質の改善への取組みが促進されることにより介護サービス全体の質の向上も期待。

III 「情報開示の標準化」の具体的内容

1 基本的な考え方

- 「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念を現実のサービス利用において保障するための環境を整備するもの。
事業所の格付けやサービスの画一化を目的とするものではない。

2 事業所情報開示項目

- 「事業所情報開示項目」は、「基本情報項目」及び「調査情報項目」により構成。

(1) 基本情報項目

- 「基本情報項目」は、事業所に関する基本的な事実情報であって開示だけで足りる項目によって構成。

(2) 調査情報項目

- 「調査情報項目」は、大項目、中項目、小項目及び小項目を判定するための判定基準で構成。判定基準は、客観的判定材料により事実を確認。

- 平成15年度においては、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の7サービスについて検討。

3 実施方法

- 事業所は、サービス種別ごとに予め標準的に作成された「基本情報項目」及び「調査情報項目」を自ら記入。
「基本情報項目」は、事業所が記入した内容をそのまま開示。
「調査情報項目」は、調査員による事実確認を経て、その結果を開示。
- 調査の過程においてサービス内容改善のための指導や経営改善のための指導等を行わないことを明確にすることが必要。
- 調査の頻度は年1回程度とすることが適当。
- 訪問調査は、複数の調査員で行うことが望ましく、調査期間は、当面、概ね2日程度とする。

4 実施体制

(1) 実施主体

- 実施主体の要件としては、次のような点に留意することが必要。
 - ① 事業者及び利用者に対する中立性・公平性の確保。
 - ② 調査の均質性の確保。
- 実施主体が行う事業の全体を通じて透明性の確保が重要。
- 実施主体は、都道府県単位に設置することが適当。

(2) 調査体制

- 「情報開示の標準化」は、調査員、地域、時期等の違いを超えて、調査の均質性の確保が求められる。
- 調査員の基本要件としては、次のような点に留意することが必要。
 - ① 調査を受ける事業所と利害関係を有せず、公正・中立な調査が遂行できる者であること。
 - ② 守秘義務、倫理や行動規範を熟知し、調査の役割から逸脱せずに円滑に遂行できる人格適正を有する者であること。
 - ③ 介護保険制度、調査対象サービス、「情報開示の標準化」に関する知識などに関する研修を修了すること。

- 調査業務の委託に当たっては、次のような点に留意することが必要。
 - ① 実施主体との契約関係、責任関係等の明確化。
 - ② 事業者及び利用者に対する中立性・公平性の確保。
 - ③ 調査の均質性の確保。

5 費用負担のあり方

- 費用負担は、先行している痴呆性高齢者グループホームの外部評価等の例を踏まえると、事業所の負担とすることが適当。
同時に、介護保険制度との関係も含めて検討することが適当。
- 費用の水準は、事業所が現実負担可能な範囲であること、特に、小規模な事業所の負担能力に留意することが必要。

6 情報の開示

- 利用者による事業所に関する情報の比較検討が可能となるよう、全ての事業所に関する調査結果の全てが開示されることが必要。
- 開示情報の内容は、調査員が客観的事実に基づき調査した結果を正確に反映したものであることが必要。
- 開示に当たっては、内容の正確性を前提としつつ、利用者にとってわかりやすいものとするよう工夫することが必要。
- 要介護高齢者等である利用者の選択に適切に結びつく方法とする必要があることから、インターネットにより広く開示する方法のほか多様な方法を用意することが必要。

7 人材の養成

- 全ての事業所の調査が実施可能となる調査員数を養成することが必要。
- 全ての事業所において調査の均質性を確保するには、調査員の均質性が重要であり、共通のカリキュラムに基づいて養成することが必要。
- 平成15年度の調査研究に当たっては、次の前提を置いて調査員養成カリキュラムを検討。
 - ・養成研修期間は概ね5日間程度。
 - ・調査員が7サービス全てについて調査ができること。
 - ・専門性や現場経験を有しない者も養成できること。

8 今後検討すべき課題

- 「情報開示の標準化」の稼動後もこの仕組みを継続的に充実・強化していくことが重要。そのための調査研究体制についても検討することが必要。
また、この仕組みに関する利用者側からの評価も定期的に調査し、制度の改善につなげていくことが必要。
- 全ての事業所の均質な調査の実施に必要な調査員を確保するための養成体制について検討することが必要。
- 実施主体に対する評価や指導が行える体制を検討することが必要。
- 開示情報に対する事業所からの不服申立や利用者からの苦情等に対応する仕組みについて検討することが必要。
- 「情報開示の標準化」の趣旨・目的等の継続的な啓発・普及が必要であり、効果的な方法について検討することが必要。

IV おわりに

- 「情報開示の標準化」の仕組みが、介護保険制度の基本理念を支えるサブシステムとして機能していくことは、わが国の介護・福祉サービスの分野において画期的な出来事。
- こうした利用者の選択の保障がなされることで、介護サービス全体の質の向上も期待。このことにより、利用者は、より良質なサービスを楽しめる。
- この仕組みが、今後、様々な評価の基盤を支えるものとして位置付けられ、地方自治体、民間団体、地域等における各種の取組みにおいて活用されていくことを期待。
- なお、本報告においては、「情報開示の標準化」の基本的な枠組みを提案したが、その検討は緒についたばかりであり、克服すべき課題も多く残されている。したがって、平成16年度以降、試行などを通じて検証を行い、より具体的な課題を抽出し、検討を深めていくことが必要。